

最高裁秘書第528号

令和4年3月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

旅費等内部管理業務共通システム（略称は「SEABIS」）の使いにくさに関する最高裁判所事務総局情報政策課の問題意識が書いてある文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年8月11日付け（同月13日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第47号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）